

技術的基準一覧

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令)

事 項			
第 17 条	車椅子 使用者用 駐車施設	車椅子専用駐車場を一箇所以上設けている	
		幅員を3.5メートル以上確保	
		路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける	
		車椅子専用駐車場又はその付近にその表示をしている(省令第2条)	
第 18 条	移動等円 滑化経路	車椅子専用駐車場から道、公園、広場その他の空地までの経路のうち一 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円 滑化経路)にしてある	
		経路の出入口の幅員は80cm以上ある	
		経路上に段差は設けていない	
		段差を設けている場合、傾斜路を併設している	
		経路を構成する通路は	幅員を120cm以上確保している
			50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない 場所を設けている
		経路を構成する傾斜路は	幅員を120cm以上確保している (段に代わるもの)
			幅員を90cm以上確保している (段に併設している)
			勾配が1/12を超えていない (高さが16cm以下のものについては1/8を 超えていない)
			高さが75cmを超えかつ、勾配が1/20を超え るものについて高さ75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けている
	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、 かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分 には、手すりを設けている(省令第3条)		

省令とは、「移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」をいう。